（注３４）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３５）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３６）設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。風力発電設備の場合は、風力発電設備の製造事業者名及び型式番号が分かる書類を添付すること。
（注３７）発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
（注３８）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
（注３９）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
（注４０）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。法第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注４１）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
（注４２）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
（注４３）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注４４）燃料区分名は次の記号のとおり。
　Ａ：メタン発酵ガス
　Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
　Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
　Ｄ：建設資材廃棄物
　Ｅ：一般廃棄物その他バイオマス
　Ｆ：その他（助燃剤等）
　Ｇ：バイオマス液体燃料
（注４５）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注４６）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注４７）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注４８）変更の有無について「有」か「無」のいずれかのボックスへチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。
（注４９）先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を変更する場合に記載すること。その際、変更前の調達上限比率には、先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を記載し、変更後の調達上限比率には、今後電力会社との特定契約上で変更する予定の調達上限比率を記載すること。
（注５０）２０１９年３月３１日時点で既に電力会社との特定契約を締結している場合であって、新たに調達上限比率を設定する場合、又は２０１９年３月３１日以前の認定であって、２０１９年４月１日以降に新たに特定契約を締結し、調達上限比率を設定する場合は、ボックスにチェックを付した上で、括弧内に調達上限比率を記載すること。
（注５１）燃料の変更に伴い、各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものが変わる場合に、変更の前後におけるライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
（注５２）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物・産業廃棄物・その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第４の２（第８条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画変更等認定申請書
（市場取引等により供給する事業を行う場合に限る）

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者　住　所　（〒　－　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　）　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第１項の規定に基づき、認定計画について変更又は追加の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更認定申請又は追加認定申請の別（該当項目をチェック）
□変更認定申請（なお、変更認定申請と追加認定申請を同時に行う場合を含む。）
□追加認定申請

変更又は追加対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注３）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　年　月　日）

変更又は追加概要（該当項目をチェック：複数選択可）
□　認定計画情報
□　認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注４）　＿＿＿